

第2次米子市空家等対策計画進捗状況(令和6年度)

:住生活基本計画の施策と重複 ○:実施済み、△:一部実施、×:未実施、-:該当なし

基本方針		具体的な施策	成果指標	R6年度	令和6年度実績
1 空家等の発生抑制に関する施策	1-1 高齢者世帯等に対する意識啓発	固定資産税納税通知書を活用した啓発チラシの配布		○	令和6年5月に固定資産税納税通知書へ啓発チラシ同封。
		公民館講座や自治会の勉強会等の実施	公民館講座や自治会の勉強会等の実施回数:30回(R10年度末・累計)※6回/年	△	5/15五千石公民館講座(参加人数:33人)、8/27うちの終活セミナー(参加人数:35人)、3/13淀江地域ケア会議(参加人数:24人)において啓発実施。
		関係団体等と連携した相談体制の整備		○	既存のとっとり空き家活用推進協議会ワンストップ相談窓口のほか、新たに令和6年4月に空家等管理活用支援法人を2法人指定し、相談体制を整備。
		関係団体等と連携した空き家・空き地相談会の実施	相談会の実施回数:10回(R10年度末・累計)※2回/年	△	9/26米子市空き家・空き地相談会実施(参加者:8組)
	1-2 住まいの終活の支援	住まいの住み継ぎノートの作成及び配布		○	令和6年3月鳥取県が住み継ぎノート作成。公民館講座等で配布のほか、窓口配架済。
		庁内関係課と連携した終活支援		○	庁内のワーキンググループにおいて協議中。
2 空家等の活用促進に関する施策	2-1 空き家所有者等に対する意識啓発	固定資産税納税通知書を活用した啓発チラシの配布(再)		○	※1-1参照
		ホームページ等のインターネットツールを活用した施策の広報		○	市ホームページにおいて施策を広報したほか、㈱クラッソーネとの連携内容についてLINE、YouTube、Facebookにて周知実施。
	2-2 民間事業者と連携した相談体制の構築	関係団体等と連携した相談体制の整備(再)		○	※1-1参照
		関係団体等と連携した空き家・空き地相談会の実施(再)	相談会の実施回数:10回(R10年度末・累計)※2回/年	△	※1-1参照
		空家等管理活用支援法人の指定		○	令和6年4月に空家等管理活用支援法人を2法人指定。
	2-3 活用促進のための施策の検討	町家の保存・活用のための補助事業の実施		○	庁内ワーキンググループにおいて検討中。
		空き家の流通促進のための補助事業の実施		○	空き家利活用流通促進事業補助金(改修工事):6件、空き家利活用流通促進事業補助金(既存住宅状況調査及び既存住宅売買瑕疵保険):0件
関係団体等と連携した空き家・空き地バンク制度の改善		空き家・空き地バンクの登録件数:75件(R10年度末・累計)※15件/年 空き家・空き地バンクの成約件数:50件(R10年度末・累計)※10件/年	○	令和6年4月から新たに宅建業者による買取を可能とした。登録件数:17件、成約件数:13件(うち業者買取6件)※3/24時点	
	関係団体等と連携した空き家の流通・活用促進のための施策の検討		○	空家等管理活用支援法人及び宅建協会・全日と協議し、空き家の流通・活用促進のため、令和7年度から空き家所有者の情報提供を実施することとした。	
	まちなかにおける空家等活用促進区域の設定及び空家等活用促進指針の策定の検討		○	庁内ワーキンググループにおいて検討中。	
2-4 財産管理制度の活用	財産管理制度を活用した空き家の流通促進	財産管理制度を活用した空き家の流通件数:5件(R10年度末・累計)※1件/年	○	地方裁判所に対し、2物件の所有者不明土地・建物財産管理人の選任申立て中。	
3 空家等の適切な管理に関する施策	3-1 空き家所有者等に対する意識啓発	固定資産税納税通知書を活用した啓発チラシの配布(再)		○	※1-1参照
		ホームページ等のインターネットツールを活用した施策の広報(再)		○	※2-1参照
	3-2 適切な管理方法の周知	空家等の適切な管理指針の周知		○	市ホームページに空き家管理チェックリスト(国交省作成の国の管理指針に基づくもの)を掲載し、管理方法を周知した。
		空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度の周知		○	固定資産税納税通知書や市ホームページ等において周知した。
	3-3 管理不全空家等及び特定空家等への助言・指導等の実施	管理不全空家等及び特定空家等の判断基準の周知		○	市ホームページにおいて周知した。
		管理不全空家等及び特定空家等のデータベースの整備及び庁内関係課との情報共有		○	空き家実態調査を完了するとともに、空き家・空き地管理システムを導入した。
		管理不全空家等及び特定空家等の所有者等に対する助言・指導等の実施		△	管理不全空家等については認定に至らず指導は未実施。特定空家等については助言実施。
	管理不全空家等及び特定空家等の所有者等に対する勧告の実施		-	勧告の実施には至らなかった。	
	緊急的に対応が必要な場合の緊急安全措置の実施		○	令和6年5月に法勝寺町において実施。	
4 空家等の除却の促進に関する施策	4-1 除却の促進のための施策の検討	特定空家等の除却のための補助事業の実施	管理不全空家等及び特定空家等の除却件数:175件(R10年度末・累計)※35件/年	△	特定空家等除却支援事業実施(10件)
		その他の空き家の除却促進のための施策の検討		○	密集市街地の解消のための補助制度を令和7年度から実施予定。
	4-2 行政代執行の検討	特定空家等の行政代執行の検討		○	既存の特定空家等について再評定を、実態調査により新たに発覚した老朽度・危険度ランクがD・Eランクの空き家について評定を行った。
4-3 跡地の活用の促進	関係団体と連携した管理不全空家等及び特定空家等の除却後の跡地の活用促進		○	特定空家等について、宅建業者や支援法人と連携し除却後の活用を見据えた除却を実現した。	

基本方針		具体的な施策	成果指標	R6年度	令和6年度実績
5 空き地に関する施策	5-1 発生抑制に関する施策	固定資産税納税通知書を活用した啓発チラシの配布(共・再)		○	※1-1参照
		公民館講座や自治会の勉強会等の実施(共・再)	公民館講座や自治会の勉強会等の実施回数:30回(R10年度末・累計)※6回/年	△	※1-1参照
	5-2 活用促進に関する施策	関係団体等と連携した空き家・空き地バンク制度の運用(共・再)	空き家・空き地バンクの登録件数:75件(R10年度末・累計)※15件/年 空き家・空き地バンクの成約件数:50件(R10年度末・累計)※10件/年	○	※2-3参照
		関係団体等と連携した空き家・空き地相談会の実施(共・再)	相談会の実施回数:10回(R10年度末・累計)※2回/年	△	※1-1参照
		所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定		○	令和6年5月に所有者不明土地利用円滑化等推進法人を2法人指定。
	5-3 適切な管理に関する施策	固定資産税納税通知書を活用した啓発チラシの配布(共・再)		○	※1-1参照
		ホームページ等のインターネットツールを活用した施策の広報(共・再)		○	※2-1参照
		空き家・空き地管理事業者登録・紹介制度の周知(共・再)		○	※3-2参照
		特定空き地の所有者等に対する助言・指導等の実施		-	現時点で特定空き地に該当するものなし。
		緊急的に対応が必要な場合の緊急安全措置の実施		-	現時点で緊急安全措置の必要があるものなし。